

# 台風6号の接近に伴う農作物等の管理対策

令和8年5月29日

徳島県立農林水産総合技術支援センター  
経営推進課

※大雨中は、非常に危険なので、用排水路には近づかないでください。

## 〈共通事項〉

- 1) ほ場の見回り等については、事故防止の観点から、気象情報を十分に確認し、注意して行ってください。
- 2) 大雨後に、薬剤を使用する際には農薬の使用基準を遵守し、周辺への飛散低減対策を講ずるとともに、適時適切な散布を行ってください。

## 1 水稲

### 〈事前対策〉

- 1) 大雨による冠水が予想される場合は、排水路、排水口の整備を行い、速やかな排水に努めましょう。

### 〈事後対策〉

#### 1) 早期水稲

- (1) 浸水、冠水したほ場は、できるだけ早く排水溝を切り、水路のゴミを除去し、濁水の排水に努めましょう。
- (2) いもち病、白葉枯病などが発生する場合がありますので、発生状況を把握し、適切に防除に努めましょう。

#### 2) 普通期水稲

- (1) 浸水、冠水したほ場は水路のゴミなどを、速やかに取り除き、濁水の排水に努めるとともに、排水後は、速やかに新しい水を入れましょう。

## 2 野菜

### 〈事前対策〉

#### 1) 施設野菜

- (1) ハウス周辺に排水溝を設けておきましょう。

#### 2) 露地野菜

- (1) 冠水や浸水のおそれのあるほ場は、溝切りや排水溝の清掃をしておきましょう。
- (2) 防風ネットの固定状況を点検するとともに、破損部を補修しておきましょう。

### 〈事後対策〉

- 1) 冠水、浸水したほ場は、早急に排水に努めましょう。
- 2) 各作目の防除基準に基づいて薬剤散布を行いましょう。
- 3) 夏秋ナス等の果菜類は、湿害によって傷のついた葉や果実を取り除くとともに、各作物の防除基準に基づいて薬剤散布を行いましょう。
- 4) スイートコーン等倒伏したものは、速やかに株元から起こしましょう。

- 5) 株元が露出したり、降雨により土壌が締まっていたら、天候の回復を待つ株元へ土寄せするとともに、畦全体を軽く中耕して通気性を良くしましょう。
- 6) 樹勢の回復を図る場合は、薄い液肥の施用や葉面散布を行いましょう。
- 7) 豪雨により肥料の流亡が考えられる場合は、樹勢回復後、速効性の肥料を追肥しましょう。

### 3 果樹

#### 〈事前対策〉

- 1) 幼木等の倒伏しやすい樹は、支柱を立てて固定し、倒伏を防止しましょう。
- 2) 排水溝の設置と清掃を行いましょう。
- 3) ハウス周辺に排水溝を設けましょう。

#### 〈事後対策〉

- 1) 園地の溝切りや排水溝の清掃を行い、速やかな排水に努めましょう。特に、果実が結実している、もも、ぶどう、なし、かき、みかん、すだち等は、早期の排水に努め、湿害の発生を回避しましょう。
- 2) 冠水した温州みかんは、清水で洗い流した後、褐色腐敗病の防除を行いましょう。
- 3) かんきつのかいよう病、黒点病等は、風雨によって発生が助長されるので、防除基準に従って適宜防除しましょう。

### 4 花き

#### 〈事前対策〉

- 1) ほ場の排水対策を行い、冠水や湿害の発生を回避しましょう。
- 2) 露地花きはネット等の支柱を増強し、倒伏を防ぎましょう。
- 3) 鉢育苗中の苗等は、可能な場合は室内に取り入れましょう。

#### 〈事後対策〉

- 1) 冠水したほ場は速やかに排水し、中耕を行って、湿害による根の傷みを抑えましょう。
- 2) キク等倒伏したものは、茎曲がりを防ぐために速やかに株元から起こしましょう。また、折れ枝等は整理しましょう。
- 3) 生育中の花き類で、風雨による土の跳ね上げや冠水による汚れがみられる場合は、薬剤散布を兼ねて水洗し、病害の発生を防ぎましょう。
- 4) 室内に取り入れた苗等は早めに戻しましょう。
- 5) 転倒・転落した鉢は速やかに復旧手当を行ったのち、病害防除のため、薬剤散布を行いましょう。
- 6) 湿害等の影響で根が弱っている兆候がみられる場合は、適期に液肥の葉面散布を行いましょう。

### 5. 畜産

#### 〈事前対策〉

- 1) 飼料置き場、堆肥舎等を点検し、濡れたり流出しないようシートで覆いましょう。

#### 〈事後対策〉

- 1) 畜舎内で浸水が発生し、病気の発症等が疑われる時は直ちに診療を受けましょう。

2) 畜舎や堆肥舎、糞乾燥ビニルハウス等が破損した場合早急に補修を行いましょう。

## 6. 飼料作物

〈事前対策〉

1) ほ場の排水対策に務め、湿害の発生を回避しましょう。

〈事後対策〉

1) ほ場にたまった濁水はできるだけ早く排水しましょう。

## 徳島県農作物等管理対策問い合わせ先一覧

### 農作物等管理対策相談連絡先 (管轄区域)

- 1 徳島農業支援センター (徳島市、小松島市、勝浦郡、名東郡、名西郡を管轄)  
所在地：徳島市新蔵町1丁目 67 (徳島合同庁舎内)  
電話：088-626-8771
- 2 鳴門藍住農業支援センター (鳴門市、板野郡を管轄)  
所在地：板野郡藍住町東中富字舩傍示 29  
電話：088-692-2515
- 3 阿南農業支援センター (阿南市、那賀郡を管轄)  
所在地：阿南市富岡町あ王谷 46 (阿南合同庁舎内)  
電話：0884-24-4182
- 4 美波農業支援センター (海部郡を管轄)  
所在地：海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1 (美波合同庁舎内)  
電話：0884-74-7491
- 5 吉野川農業支援センター (吉野川市、阿波市を管轄)  
所在地：吉野川市川島町宮島字南中須 736-1 (吉野川合同庁舎内)  
電話：0883-26-3971
- 6 美馬農業支援センター (美馬市、美馬郡を管轄)  
所在地：美馬市脇町猪尻字建神社下南 73 (美馬合同庁舎内)  
電話：0883-53-2313
- 7 三好農業支援センター (三好市、三好郡を管轄)  
所在地：三好市池田町字マチ 2415 (三好合同庁舎内)  
電話：0883-76-0691